

板橋区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

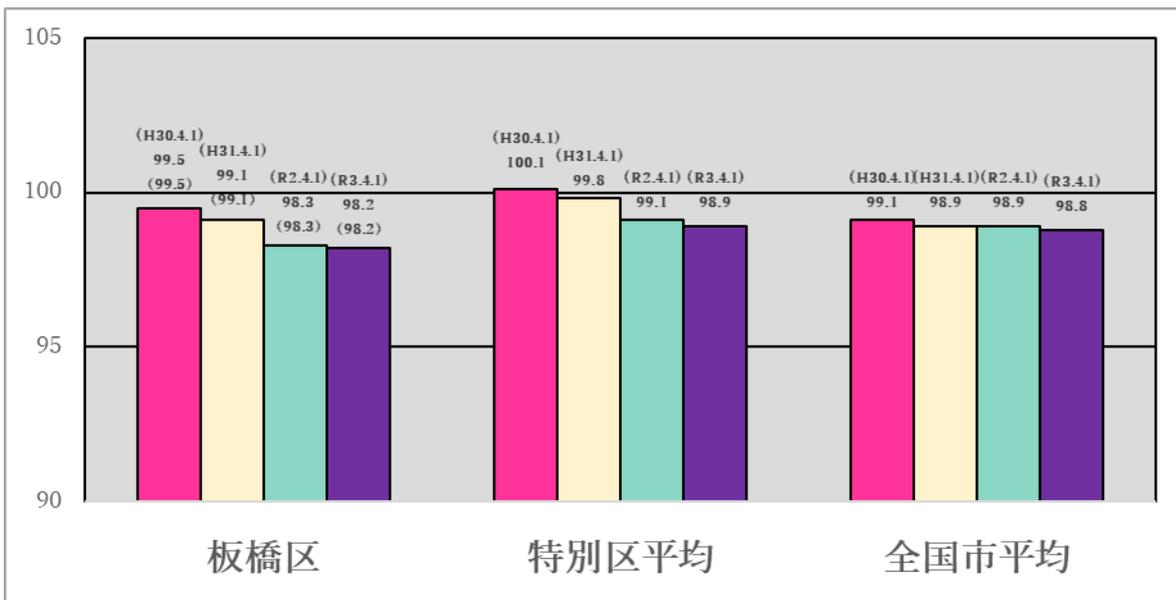
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 比率 B/A	(参考) 元年度の人件 費比率
令和 2年度	人 570,213	千円 285,612,861	千円 8,943,811	千円 32,378,006	% 11.3	% 14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)特別区平 均一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 3,445	千円 12,272,309	千円 4,218,566	千円 6,119,027	千円 22,609,902	千円 6,563	千円 6,375

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 3年度	円 378,336	円 378,336	△94円 (△0.02%)	改定なし	0%	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 3年度	4.47月	4.60月	△0.13月	△0.15月	4.45月	4.30月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日

【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を考慮し改定。

②地域手当の見直し

【支給割合】国基準20%に対し、板橋区においても20%を支給。

【実施時期】平成 27 年 4 月 1 日より実施。

	平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和 2 年度の支給割合	令和 3 年度の支給割合
国基準による支給割合	20%	20%	20%	20%	20%	20%
板橋区の支給割合	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
板橋区	38.9歳	292,859円	408,064円	366,963円
東京都	41.9歳	315,489円	463,399円	397,422円
国	43.0歳	325,827円		407,153円
特別区平均	40.3歳	297,864円	420,367円	374,453円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
板橋区	53.2歳	348人	295,042円	400,653円	364,725円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.5歳	184人	299,545円	432,366円	373,607円	廃棄物処理業従業員	46.6歳	304,600円	1.42
うち用務員	55.8歳	72人	283,886円	353,864円	345,978円	用務員	50.3歳	235,200円	1.50
うち学校給食員	54.3歳	28人	305,536円	377,886円	371,409円	調理師	40.7歳	294,700円	1.28
東京都	50.4歳	1,300人	290,644円	393,826円	359,294円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円		328,603円	—	—	—	—
特別区平均	53.2歳	260人	292,833円	393,842円	360,474円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
板橋区	—	—	—
うち清掃職員	6,913,987円	4,236,800円	1.63
うち用務員	5,731,784円	3,186,100円	1.80
うち学校給食員	5,677,947円	3,941,300円	1.44

※技能労務職の職員区分については、職員構成比の高い代表的なものを記載しています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30～令和2年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
板橋区	35.9歳	312,006円	418,686円
東京都	40.0歳	336,163円	434,491円
特別区平均	37.3歳	321,688円	431,327円

（注）1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	(総合職) 186,700円 (一般職) 182,200円
	高校卒	147,100円	145,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	139,400円	143,000円	147,900円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	I類 (大学卒)	271,825円	324,429円	359,635円
	III類 (高校卒)	228,856円	269,220円	315,538円
技能労務職	高校卒	—円	—円	296,280円

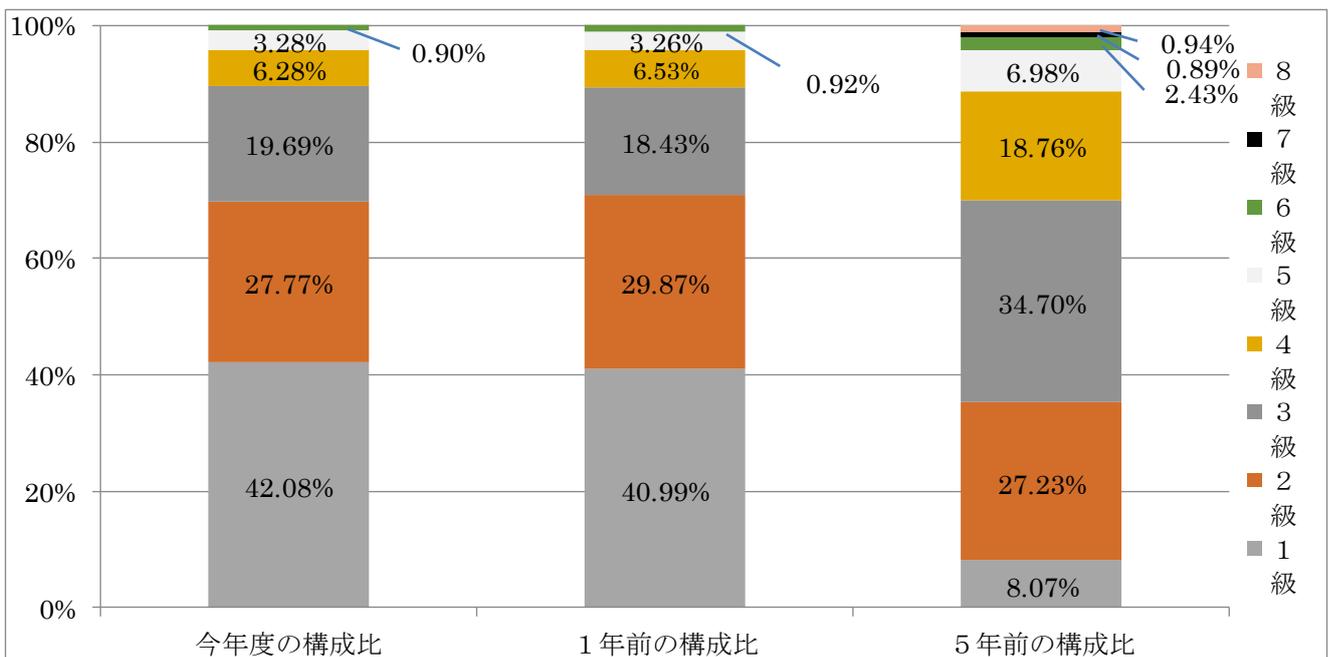
※「—」については該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	20人	0.9%	368,900円	512,600円
5級	課長	73人	3.3%	283,900円	452,100円
4級	課長補佐	140人	6.3%	253,100円	426,300円
3級	係長、担当係長又は主査	439人	19.7%	226,600円	404,400円
2級	主任	619人	27.7%	196,700円	355,500円
1級	2級から6級までの級に属さない職務	938人	42.1%	142,500円	321,900円

- (注) 1 板橋区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比は四捨五入しているため、100%に合わない場合があります。



- (注) 1 平成30年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに6級及び7級をそれぞれ統合）
 2 構成比は四捨五入しているため、100%に合わない場合があります。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（板橋区）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

板橋区	東京都	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,603千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 2.05月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（板橋区）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

板橋区			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
<その他の加算措置>			<その他の加算措置>		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額					
3,164千円 20,592千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		2,644,662千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		693,774円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	3,684	20%
鴨川市	12%	7人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			55,172千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			95,289円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			15.7%	
手当の種類（手当数）			6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
福祉事務所等 現業手当	福祉事務所等に勤 務する職員	訪問指導・面接相 談業務	20,820千円	日額 390円
特定危険現場 作業手当	高所又は昇降機 の検査業務に従 事する職員	建設現場における 足場の不安定な箇 所での工事監督又 は検査業務	39.1千円	地上10m以上 30m未満 日額 280円
				地上30m以上 日額 390円
		昇降機の検査業務		一台 360円
防疫等業務手 当	健康福祉センター 等に勤務する職員	一類感染症又は 新感染症の患者 等の接触業務	173.8千円	日額 610円
		二類感染症の患者 等の接触業務		日額 290円
		結核患者の接触業 務		日額 160円
		新型コロナウイルス 感染症の患者等に接 触または長時間接す る業務		日額 4000円
		新型コロナウイルス 感染症の患者等に接 する業務		日額 3000円
		新型コロナウイルス 感染症に係る上記以 外の業務		日額 610円
清掃業務従事 手当	清掃事務(業)所に 勤務する職員	廃棄物の処理	29,278.9千円	日額 700円
一時保護業務 手当	一時保護所に勤務 する職員	一時保護業務	3,056千円	日額1,470円
児童相談所業 務手当	児童相談所に勤務 する職員	家庭訪問・指導・ 相談等業務	1,804千円	日額 490円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	676,535千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	173,516円
支給実績（令和元年度決算）	729,280千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	181,458円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人 当たり平均支給 年額（令和 2年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,000円 ② 子 9,000円 ③ 父母等 6,000円 ④ 16～22歳の扶養親族である子についての加算 4,000円	異なる	① 6,500円 ② 10,000円 ③ 6,500円 ④ 5,000円	217,993千円	196,390円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受けた 満27歳までの者 27,000円 満27歳以上32歳までの者 17,600円 上記以外の者	異なる	賃貸住宅に最高 27,000円	171,630千円	182,585円
通勤手当	運賃相当額 限度額：1ヶ月あたり 55,000円	異なる	交通用具に係る支給金額	417,097千円	127,631円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額41,900円～142,400円	異なる	支給金額	119,862千円	1,175,118円
休日勤務手当	休日の勤務に対し支給 勤務1時間単価の135/100	同じ	—	113,596千円	229,025円
夜勤手当	正規の勤務時間が深夜に割振られた場合に支給 勤務1時間単価の25/100	同じ	—	215千円	107,500円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 1回3,050～10,800円	異なる	支給金額	4,257千円	40,942円
単身赴任手当	異動又は在勤する公署の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員に対して、交通距離に応じて30,000～44,000円	異なる	支給金額	0円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合に支給 部長級12,000円・課長級10,000円 管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給 部長級6,000円・課長級5,000円	異なる	支給金額	75千円	75,000円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材の確保、学校教育の水準の維持向上を図るため支給			746千円	49,784円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	区 長	1,135,000円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,286,000円 / 974,800円	
	副 区 長	910,000円 ()	1,027,000円 / 808,300円	
報 酬	議 長	910,000円 ()	956,000円 / 856,000円	
	副 議 長	782,000円 ()	809,000円 / 756,100円	
	議 員	600,000円 ()	621,000円 / 589,000円	
期 末 手 当	区 長 副 区 長	(令和3年度支給割合) 3.60月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.60月分		
退 職 手 当	区 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 区 長	$1,135,000 \times \text{勤続期間} \times 450 / 100$ $910,000 \times \text{勤続期間} \times 310 / 100$	20,430,000円 11,284,000円	任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

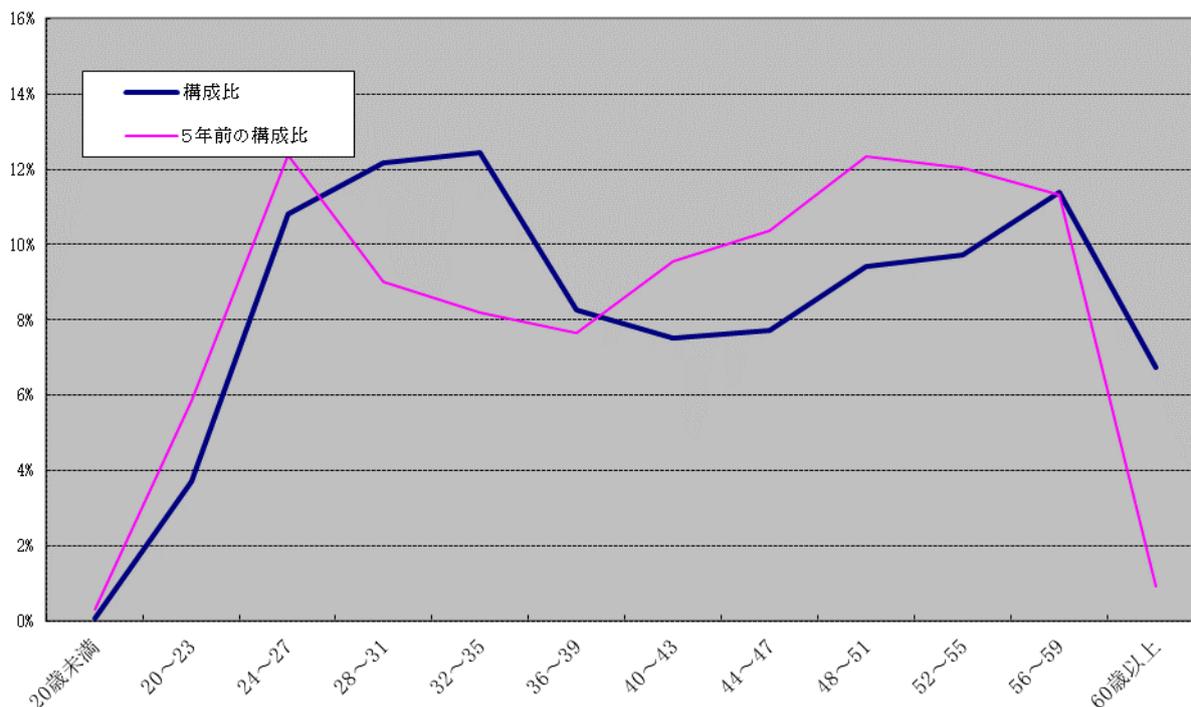
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	18	18		
		総務	604	625	21	児童相談所設置準備による増など
		税務	133	133		
		労働	4	4		
		農林水産	4	4		
		商工	39	39		
		土木	347	340	▲7	組織再編による減など
		民生	1,434	1,450	16	児童相談所への職員派遣の増など
		衛生	491	505	14	感染症対策による増など
		計	3,074	3,118	44	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.17人)
	教育部門	371	364	▲7	オリンピック気運醸成事業による増、職員体制見直しによる増など	
	消防部門	0	0			
	小計	3,445	3,482	37	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.40人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.47人)	
公営企業等部門			199	209	10	
	小計		199	209	10	
合計			3,644	3,691	47	
			[3,476]	[3,476]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	10人	235人	399人	475人	405人	303人	275人	308人	340人	383人	388人	170人	3,691人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,019	3,020	3,043	3,036	3,074	3,118	99(103.2%)
教育	353	356	362	368	371	364	11(103.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	3,372	3,376	3,405	3,404	3,445	3,482	110(103.2%)
公営企業等会計計	191	194	196	196	199	209	18(109.4%)
総合計	3,563	3,570	3,601	3,600	3,644	3,691	128(103.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。